

上天草市通学路等交通安全プログラム
—通学路等の安全確保に関する取組の方針—

令和3年10月

上天草市通学路等交通安全推進会議

1 プログラムの趣旨

本市では、全国的に登下校中の児童生徒が被害に遭う交通事故が発生しており、「子供の命を守る」という観点から、交通安全確保への取り組みを継続的に取り組むため、通学路の安全確保に向けた基本方針を示し、関係機関と連携しながら、社会全体で児童生徒の命を守るシステムを構築するため本プログラムを策定し、取り組んできました。

また近年、滋賀県における園児が犠牲となる痛ましい事故を受け、令和元年度から保育所等関係者による未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下「散歩コース」という。）の緊急合同点検を実施し、通学路と同様に危険箇所の対策を実施しています。

そこで、今後は、通学路だけではなく、散歩コースも対象に加え、さらなる安全確保に向けた取組を行うため、再度、関係機関の連携体制を構築し、「上天草市通学路等交通安全プログラム」を策定します。

2 上天草市通学路等交通安全推進会議

（1）上天草市通学路等交通安全推進会議

通学路等の交通安全確保に関する取組方針の実現に向けた検討を行うとともに、児童生徒等に対する交通ルール遵守への指導はもちろんのこと、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が情報を共有し、効果的な見守り活動が実施されるようにするなど、一層の交通安全確保の取り組みを推進ため、以下のメンバーで構成する「上天草市通学路等交通安全推進会議」を設置します。

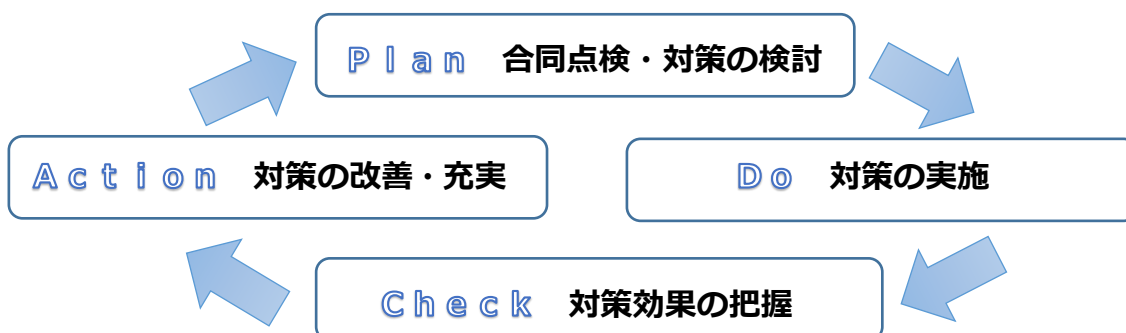
（2）委員構成

- ・上天草市PTA連合会
- ・上天草市保育園連絡会
- ・上天草市内校長会
- ・熊本県天草広域本部
- ・上天草警察署
- ・上天草市（子育て支援課、各道路担当課、安全施設担当課）
- ・上天草市教育委員会

3 基本方針

継続的に通学路等の安全を確保するため、関係機関が合同点検を行い、危険箇所への対策を実施するとともに、実施後の効果検証を行い、施設設備の改善や充実を図ります。なお、これらの取組をPDCAサイクルで繰り返し実施することにより、通学路等の安全性の向上を図ります。

【通学路等交通安全確保のためのPDCAサイクル】



(1) 合同点検の実施

学校等の危険箇所調査をもとに、合同点検が必要な箇所を上天草市通学路等交通安全推進会議で決定し、委員と学校等による合同点検を行います。また、危険箇所の現場確認後に対応案を検討します。

(2) 対策の実施

上天草市通学路等交通安全推進会議で検討した対応案を踏まえて、関係部署が連携を図りながら検討し、具体的な対策を実施します。

(3) 対策効果の把握

学校等への聞き取り調査等により、対策実施後の効果を把握します。

(4) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果の把握の結果を踏まえて、内容の改善や充実を図ります。

4 具体的取組

(1) 合同点検の実施時期

市内小学校区単位で、大矢野地区又は松島、姫戸、龍ヶ岳に分け、それぞれ1年1回の合同点検を実施します。効率的、効果的に合同点検を実施するため、通学路等交通安全推進会議で重点箇所を設定し、合同点検を実施します。

(2) 合同点検の体制

教育委員会、子育て支援課、学校、保育園・認定こども園、保護者、道路等管理者、警察が参加し、危険箇所の点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果で明らかになった対応が必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や安全施設等のハード対策、また、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、必要箇所に応じて具体的な対応策を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対応が円滑に進むよう、関係機関の連携を図ります。

(5) 効果の把握

対策実施後の箇所等について、交通安全確保等の期待した効果が発揮されているかを学校等への聞き取り等により検証します。

(6) 対策の改善、充実

対策の実施後も、合同点検や効果の把握の結果を踏まえ、対策内容の改善、充実を図ります。

5 プログラムの推進体制（各機関の役割）

関係機関が連携し協働することにより、児童生徒等が安心して通学等できるよう、道路の環境整備等の安全対策を行うとともに、交通安全教育や指導を通じて、自らの身の安全を守る態度や能力を育成します。

（１）教育委員会

学校安全計画の策定や通学路指定に際しての指導・助言及び安全教育推進の支援、通学路等の安全確保に向けた関係機関への要請や調整を行います。

（２）子育て支援課

散歩コースの設定に際しての指導・助言及び安全確保の支援に向けた関係機関への要請や調整を行います。

（３）道路管理者

所管する道路について、道路の施設設備面における安全対策を行います。

（４）所管警察署

交通安全の啓発活動や交通指導員の活用を通じて、児童生徒を守る体制づくりを行います。

（５）学校

通学路の危険箇所を把握するとともに、安全教育全体計画に基づき、安全教育や登下校時等の安全指導を行います。

（６）保育園・認定こども園

散歩コースの危険箇所を把握するとともに、安全教育及び登園時等の安全指導を行います。

（７）保護者

家庭での安全教育や登下校時等の見守り活動などの校外指導等を行います。

（８）地域

地区の活動等を通じての安全対策要望や通学時等の見守り活動等のボランティア活動を行います。

6 危険箇所の公表

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、「対策一覧表及び対策箇所図」を作成し、公表することにより関係者及び関係機関との共通認識を図ります。